

平成26年12月14日執行

最高裁判所裁判官国民審査公報

大阪府選挙管理委員会



最高裁判所判事
おに まる か お る
昭和二十四年七月八日生

略歴
昭和四八年 四月 東京都生まれ。東京教育大学(現・筑波大学)附属小、中学校、同高校を経て、東京大学法学部法政コース、公法コースを卒業
司法修習生
五〇年 四月 弁護士登録(山梨県弁護士会)
五三年 三月 弁護士登録(東京弁護士会)
五五年 四月 司法研修所民事弁護教官
五七年 四月 東京弁護士会法曹養成センター委員兼代行
一八年 四月 東京弁護士会顧問、陸軍省の権利に関する特別委員会委員
二〇年 二月 厚生労働省労働保護審査委員会委員
このほか、弁護士会の各種委員会委員、省庁の審査委員会等を務める。
二五年 二月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 平成三年九月四日 大法廷決定
婚外子の相続分を嫡出子の二分の一とした民法九〇条四号ただし書前段の規定は、憲法違反である。全員一致。
二 平成五年一月二〇日 大法廷判決
平成四年二月施行の衆議院議員小選挙区選出議員の選挙は選挙区別の選挙区別で行われたが、是正のための合理的期間には経過していないので区別規定は合憲であるとの多数意見につき、憲法は国民の投票価値をできる限り一対一に近い平等を保障していると解すべきであるが、同選挙区別による区別は、右のような投票価値の平等を確保する選挙制度の構築には時間を要するの理由で、右の合理的期間は経過していないとの意見を付した。
三 平成六年三月二四日 第二小法廷判決
後に審判が労災認定されて無効となつた解雇による損害賠償では、使用者が労働者の健康に関与する労働環境等に十分に注意すべき安全配慮義務があり、休閒不足を訴える等しいた本件では、労働者が過去の精神科通院等の申告がこれらに重視して過失相殺することはできない(全員一致・裁判長裁決)。
四 平成六年一月二九日 第二小法廷決定
異議の議員が交付された改選調査費の支出に係る一万円以下の支出の領収書その他の証憑書類及び会計帳簿は「専ら公金の所持者の利用に供するための文書」に当たらないとして、文書提出命令を認めるべきとした(全員一致・裁判長裁決)。
五 平成六年一月二六日 大法廷判決
平成五年七月に施行された参議院議員通常選挙は選挙状態の定数配分で行われたが、なお定数配分規定は合憲であるとの多数意見に対し、選挙の区別一対一に近いことが憲法の要請であつて、同選挙の時点で既に国会の定数配分を越えておらず選挙であるから、同選挙は憲法違反と主張すべきであるとの反対意見を付した。



最高裁判所判事
き うち み ち ひ ろ
昭和三年一月二日生

略歴
徳島県生まれ。
昭和四八年 三月 東京大学法学部卒業
四八年 四月 司法修習生
五〇年 四月 弁護士登録(大阪弁護士会)
五二年 四月 大阪弁護士会法曹養成センター特別委員会委員兼議長
五五年 七月 日弁連憲法改正問題検討委員会委員
二五年 四月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 平成五年九月四日 大法廷決定
嫡出でない子の相続分を嫡出子の二分の一とする民法の規定が憲法一四条に反するとした(全員一致)。
二 平成五年二月二〇日 大法廷判決
平成四年二月一六日実施の衆議院議員選挙の小選挙区別の区別規定について、投票価値の差は選挙状態であり、かつそれが合理的期間内には是正されておらず選挙であるが無効となしなものの、今後、裁判所の裁量により一部選挙区の選挙を無効とするにありうるとの反対意見を述べた。
三 平成五年二月一〇日 第三小法廷決定
民間一性障害特例法により男性の性別の変更を受けた者の妻が婚姻中に懐胎した子を嫡出認定を受けた(多数意見に加わり、補足意見を述べた)。
四 平成六年一月一四日 第二小法廷判決
認知者たる、自ら認知した無効な民法七八六条により主張することができ、これは血縁上の父子関係を七六六条を知り得る場合においても異ならぬとした(多数意見に加わり、補足意見を述べた)。
五 平成六年七月二九日 第二小法廷判決
産業廃棄物の処分場敷地の居住する住民のうち、最終処分場から排出される有害物質に起因する大気や土壌の汚染などにより健康又は生活環境に係る害を直接に受け得るおそれのある者は産業廃棄物処分場の許可区分の無効等請求を求め得る訴訟の原告資格があり、最終処分場の中心地点から一キロメートル以内で環境影響調査の対象区域に居住する者がそれに該当する(全員一致)。
六 平成六年一月二八日 第二小法廷判決
無罪判決確定を破産者から自発的に取り配当を受けて別付した者が、破産財人からの不当利返還請求を不法原因給付に当たらないと主張して返還を拒むことは、債権取上訴訟でない(全員一致)。
七 平成六年一月二六日 大法廷判決
平成五年七月二二日実施の参議院議員通常選挙の定数配分規定について、投票価値の差は選挙状態であり、かつそれが同選挙までに是正されなかつたことが国会の裁量権の限界を超えていたと主張する多数意見に対し、選挙の区別一対一に近いことが憲法の要請であつて、同選挙の時点で既に国会の裁量権の限界を越えておらず選挙であるから、同選挙は憲法違反と主張すべきであるとの反対意見を述べた。



最高裁判所判事
い け ま さ ひ さ
昭和二十六年八月二九日生

略歴
仙台市生まれ。同市北町通小学校、東北大学教育学部附属中学校を経て宮城県仙台第一高等学校を卒業
五〇年 四月 東北大学法学部卒業
司法修習生
五二年 四月 検事に任命
以後、東北地検、水戸地検、仙台地検の検事、釧路地検北見支検、山形地検検事正、最高検検事などとして勤務することにも、法務省の大官官房参事、刑事局理事、同局長、同局長、大臣官房人事課長、官房参事、官房長などを務める。
平成二年 一月 最高検公判部長
三年 六月 最高検刑事部長
四年 八月 次長検事
四年 七月 名古屋高等検事長
六年 一月 大阪高等検事長(同年七月退官)
二六年 一月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 平成六年一月一四日 第一小法廷決定
公判審理を担当している裁判官が、それまでの公判審理の経過や共有される者との関係などを踏まえ、被告人が関係者に対し実情のある罪状認定行為に及ぶ現実的可能性は高いとはいえないことなどを考慮して保釈を許可した決定に対し、抗告を受けられた裁判官としては、公判審理を担当していない裁判官の判断がなされた裁量範囲を逸脱していないかどうか、すなわち不合理でないかどうかを審査すべきであり、公判審理を担当している裁判官の判断がなされた場合には、その判断裁量の範囲を逸脱していないと認められる場合には、その判断が合理的であると認められるべきと主張するべきではないとした(抗告者の決定を取り消し、改訂判決を許した)全員一致。
二 平成六年一月二六日 大法廷判決
平成五年七月の参議院(選挙区選出)議員の通常選挙について、当時の議員定数配分規定の下における選挙区間の投票価値の不均衡は、選挙の問題が生ずる程度に著しい不平等状態にあったが、平成二年に施行される通常選挙に向けて選挙制度の技術的見直しについて引き続き検討を行い得るものとする旨を附則に定め改選法の趣旨に従つた方向での国会における是正の実現に向けた取組を、国会の裁量権行使の在り方として相当なものとなつたというとはならない。したがつて、本件選挙までの間に議員定数配分規定の要する改正がなされなかつたこともあって国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、同定数配分規定が憲法に違反するに至つていない(多数意見)。

裁判官としての心構え
三八年間、当事者の代理人あるいは弁護人である弁護士として、裁判所の判断を求めた立場にいました。市民の目から見る裁判官の任務は、憲法の本質と条文に忠実にあり、正確に基いた事実を基礎に置き、良心に従い、誠実に裁判を行うことであると考へてきました。
裁判官任務は、描いた裁判官の任務を自ら実践するよう心がけています。最高裁判所は、紛争を抱える当事者や罪に問われる人々の最後の審で、最終審を担う一員として、普遍的な憲法や法令の精神を基礎として、多面的な見方から心配りして、憲法の尊厳の呼び名に恥じないよう、正しい判断を行うことが最も重要な職務であると考へています。

裁判官としての心構え
先人親なる事業にのみならず、事業の個別性と共通性の両面から、時代を通じて変化するものも維持するべきで、時代の変化に応じて両立させること、これが裁判官としての心構えです。
先人親なる事業にのみならず、事業の個別性と共通性の両面から、時代を通じて変化するものも維持するべきで、時代の変化に応じて両立させること、これが裁判官としての心構えです。

裁判官としての心構え
現代の日本においては、社会、経済の変化が著しく、科学技術の進歩や国際化の進展に伴って、国民の法意識も変化していく中で、新しい法的紛争や法解釈の問題が出てきています。正しい視野を持ち、様々な視点から、証拠により認められる事実を正確に把握し、公正で妥当な解決を求めたいかなければならないと思ひます。
私は、かねてから「激せず、謙(かた)が、事(こと)を断んでは清静沈着」という言葉に、物事を正確に理解した上で冷静沈着な言葉を大事にしながら、裁判所に判断を求められている一つの具体的な事件について、法による適正な解決を図るため、公正にして誠実に、力を尽くしていきたいと考へています。

最高裁判所裁判官国民審査投票上の注意について

- 国民審査の投票用紙には
 - やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書いてください。
 - やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。
- 投票したくない人は、投票用紙を受け取らないでください。
- 投票用紙を受け取った後でも、投票したくない人は、投票箱に入れなくて係員に返してください。
なお、投票用紙を持ち帰ることは法令に違反しますので、持ち帰らないで係員に返してください。

投票日時 ▶ 12月14日(日)午前7時から午後8時まで

最高裁判所裁判官国民審査公報

大阪府選挙管理委員会



最高裁判所判事
山本庸幸
昭和二十四年九月二十六日生

福井県生まれ。父の転勤に伴い、富山県、神戸市、福井県、名古屋市中区に居を移し、愛知県立旭丘高等学校を経て、京都大学法学部を卒業（昭和四八年）。
昭和七年 八月 国家公務員採用（甲種）試験合格
昭和八年 四月 通商産業省（現在の経済産業省）入省
昭和九年 五月 特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室長
昭和十一年 六月 内閣法制局参事官
昭和十二年 七月 通商産業省生活産業局機械製造品課長
昭和十三年 八月 日本貿易振興会本部企画部長
昭和十四年 七月 内閣法制局第一部長兼法律制定室長
昭和十五年 八月 内閣法制局第四部長
昭和十六年 八月 第一部長を経て、第二部長、第三部長、第四部長を歴す。
昭和十八年 四月 東京大学公共政策大学院客員教授を兼務
昭和二十年 四月 早稲田大学大学院法政研究科客員教授を兼務
昭和二十二年 一月 内閣法制局次長官
昭和二十三年 二月 内閣法制局長官
昭和二十五年 八月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 平成二六年三月二四日 第二小法廷判決
電機メーカーの労働者が過重な労働によって鬱病を発症し、それが悪くなったときの損害賠償額を定めるに当たり、労働者が自らの精神的健康の情報を使用者に申告しなかったことを理由に雇主に損害賠償額を減額してはならないとした（全員一致）
二 平成二六年三月二八日 第二小法廷決定
ゴルフ倶楽部会費が、同倶楽部に入会する際に暴力団関係者を同伴しない旨を要約していた事等があるにもかかわらず、同会が暴力団関係者であることを申告せずにゴルフ場の施設利用を申し込み、施設を利用させたのは、許容範囲に当たるとした（全員一致）
三 平成二六年六月一三日 第二小法廷判決
当時の厚生労働行政一般に対する平等を争う中で、賃りを強めて具体的な救済計画を立て、元厚生事務次官及びその妻を包丁で殺害したとして懲罰し、別の元厚生事務次官の妻に対し同様に突き刺すなどした殺害の目的を達せなかった等の事実につき、死刑の科刑は、やむを得ないものとした（全員一致）
四 平成二六年一月二六日 大法廷判決
平成二五年七月二日執行の参院議員通常選挙の投票開票の不均衡が争われた事案において、国会の設置の趣意を越えるものとはいえず憲法に違反するものではないとする多数意見に対し、一票の価値の平等は唯一かつ絶対的な基準であるべきとの観点から反対意見を述べた。また、違憲ではあるがその影響の大きさに鑑み事情判決の法理により無効とはせずに違憲の宣言にとどめるとする他の反対意見に対しても、違憲と判断した以上これを無効にすべきとの見解から投票の違憲が〇・八を下回る選挙区についてののみ無効とし、残る議員を既成構成として一票の価値を平等とする選挙法の制定を促すべきとする意見述べた（反対意見）



最高裁判所判事
山崎敏充
昭和二十四年八月三日生

大阪府八尾市生まれ。地元の小学校、私立瀧中学校、灘高校を経て、東京大学法学部を卒業（昭和五〇年）。
昭和五〇年 四月 判事補任官
昭和五一年 四月 判事任官
東京地裁、最高執行政局、岡田徹、那桐地裁、東京地裁、平泉文部等で勤務
六〇年 四月 判事任官
最高裁判所調査官、最高裁判所判事、東京地裁判事（部長）を経て、最高裁判所判事兼広報課長を務める。
平成一四年 九月 最高裁判所判事
平成一五年 一月 最高裁判所判事
平成一六年 一月 最高裁判所判事
平成一七年 三月 最高裁判所判事
平成一八年 七月 最高裁判所判事
平成二〇年 四月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 平成二六年七月二九日 第三小法廷判決
産業廃棄物の最終処分場から有害な物質が排出された場合にこれに起因する大気や土壌の汚染、水質の汚濁、悪臭等により健康又は生活環境に著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は、当該最終処分場の事業の用に供する施設として設置された産業廃棄物等処分場の許可処分無効確認等を求めるにつき法律上の利益を有する者として、その無効確認等を求める訴訟における原告適格を有する（全員一致）
二 平成二六年一〇月二八日 第三小法廷判決
違法な無償譲渡（いわゆるネズミ講）に該当する金銭の出資及び配当の事業を行った被控訴人（会社）の破産管理人が、破産手続の中で損失を受けた債権者を含む破産債権者への配当を行うなど適正かつ公平な清算を図るようとして、その事業による配当を受けたい債権者に対して配当金の返還を求めたのに対し、配当金の給付が不法原因給付に当たるとしてその返還を拒むことは、債権者上許されぬ（全員一致）
三 平成二六年一月二六日 大法廷判決
平成二五年七月二日執行の参院議員通常選挙当時、選挙区間における投票開票の不均衡は、平成二四年法律第九四号による改正後も選挙の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったが、同選挙までの間に更に定数配分規定の改正がなされたことをもって国会の設置趣意を越えるものとはいえず、当該規定が憲法に違反するものではないとする多数意見に対し、選挙区間の選挙開票の不均衡が争われた事案において、国会の設置の趣意を越えるものとはいえず憲法に違反するものではないとする多数意見に対し、一票の価値の平等は唯一かつ絶対的な基準であるべきとの観点から反対意見を述べた。また、違憲ではあるがその影響の大きさに鑑み事情判決の法理により無効とはせずに違憲の宣言にとどめるとする他の反対意見に対しても、違憲と判断した以上これを無効にすべきとの見解から投票の違憲が〇・八を下回る選挙区についてののみ無効とし、残る議員を既成構成として一票の価値を平等とする選挙法の制定を促すべきとする意見述べた（反対意見）

裁判官としての心構え
三種の一翼を担う司法権の重要性を認識しつつ、その最終審である最高裁判所の裁判官として、まず何よりも当事者の主張に真心を傾け、これらで四〇年余りわたる行政・司法審査の経験を通じて、公平かつ公正で妥協なき解決を目指してまいりたいと考えております。
その際、日本国憲法その他の法令の規定を尊重し、法治国家の責が上がるよう、かつ、国民の自由と権利が最大限に尊重されるよう全力を尽くしてまいりたいと思っております。

裁判官としての心構え
社会が高度化し、複雑化するにつれ、裁判所が扱う訴訟その他の事件は、ますます多様化になり、また、困難の度合いを増しています。そうした事件を最終審として担当する最高裁判所の責任は重く、任命されてから半年余りの経験でも、その責任の大きさと困難さをひしひしと感じます。これまで第一審の裁判に携わってきた中で、常に中立公正な立場に立って、当事者の声によく耳を傾けることを心がけてまいりました。最高裁判所においても、裁判官としての基本的な姿勢は変わりませんが、それぞれの事件の背景や社会的意味をしっかりと読み取り、熟慮を重ねて適正な判断に到達したいと考えています。

投票日▶12月14日(日)

投票時間▶午前7時から午後8時まで

期日前投票及び不在者投票
投票日に仕事や用事のある方は、12月13日までの午前8時30分から午後8時までの間（土曜・日曜を含む）、市区町村選挙管理委員会で期日前投票（又は不在者投票）ができます。なお、都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所中の方は不在者投票ができます。

点字投票
視覚に障がいのある方は、点字で投票できます。投票所の係員に申し出てください。

代理投票
病気やけがなどで字が書けない方は、係員が代わって投票を記載する代理投票の制度があります。投票所の係員に申し出てください。

手話通訳
投票日に投票所において手話通訳が必要な方は、事前に市区町村選挙管理委員会に申し出てください。